

インコタームズ 2010 について

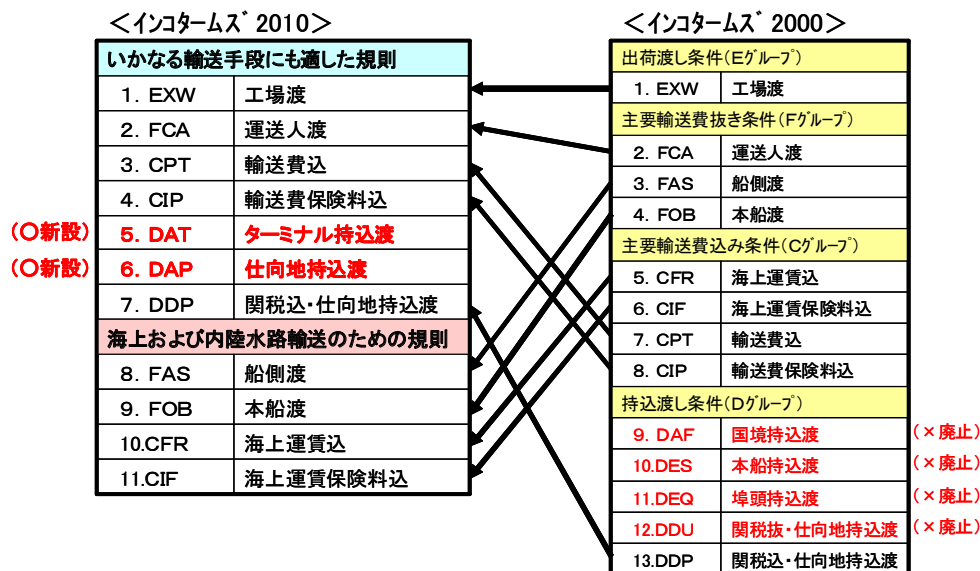
貿易取引慣習として普遍的に使用される貿易取引条件の解釈に関する国際規則であり、国際商工会議所(ICC)が制定するインコタームズは、1936年の制定以来、国際貿易の発展と実務に合せ、改定を重ねて参りましたが、この度、インコタームズ 2010 が 2011年1月1日付けで発効されることが公表されました。

以下に、「現行のインコタームズ 2000 からの主な変更点」と「留意事項」を、取り纏めご案内致します。

1. 現行のインコタームズ 2000 からの主な変更点

1) 各規則に助言メモ(Guidance Note)を付すと共に、「いかなる輸送手段にも適した規則」と「海上および内陸水路輸送のための規則」にクラス分けされています。

* 助言メモは、各規則の基本的な事項を説明すると共に、取引に適当なインコタームズ規則に導く助けとなっています。



2) 「海上および内陸水路輸送のための規則」の中、FOB・CFR・CIF の 3 規則下における売主から買主への物品引渡しにつき、「本船の手すり(Ship's Rail)」との表現が削除され、「船上に物品を置くこと、または、そのように引渡された物品を調達すること」によって履行されると見直されています。

この後者の「そのように引渡された物品を調達すること」とは、輸送中の洋上転売を想定したものであり、「調達＝売買契約締結」の時に移転したことになります。

3) 持込渡条件がDDP(関税込持込渡)と、2つの新しい規則、DAT(ターミナル持込渡)とDAP(仕向地持込渡)の計3つに集約され、その結果、総規則数が13から11に減少します。

- DAT: 輸送手段から荷卸しされた後、買主の処分に委ねられた時に、売主から買主に物品が引渡されます。(インコタームズ 2000 における DEQ の代用)
- DAP: 輸送手段から荷卸しの準備が出来た後、買主の処分に委ねられた時に、売主から買主に物品が引渡されます。(インコタームズ 2000 における DAF・DES・DEQ 及び DDU の代用)

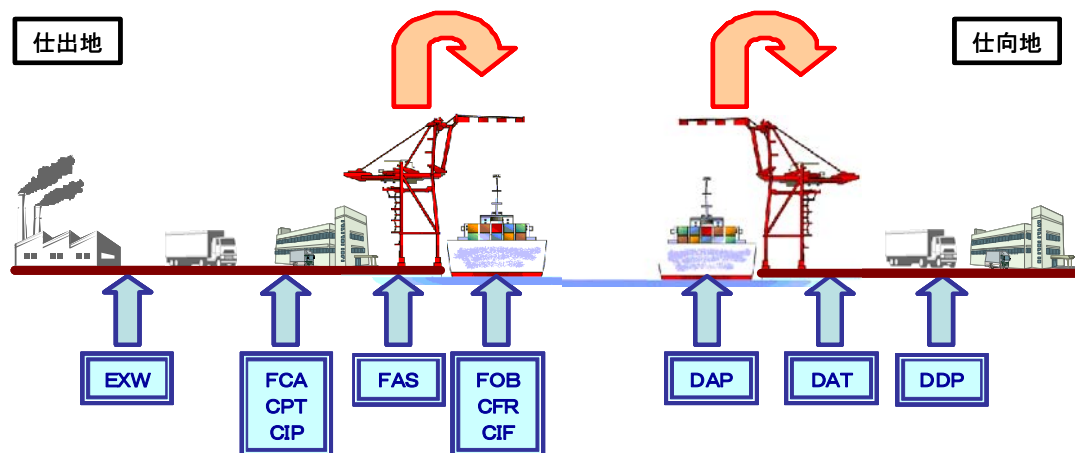
<インコタームズ2010における危険と費用負担の移転時期と、買主と売主の役割>

	危険と費用負担の移転	運送手配	保険手配	仕出地の輸出通関(*1)	仕向地の輸入通関(*1)	仕向地の荷卸費用
1. EXW	出荷場所	買主	買主	買主	買主	買主
2. FCA	運送人に引渡された時	買主	買主	売主	買主	買主
3. CPT	同上	売主	買主	売主	買主	買主
4. CIP	同上	売主	売主	売主	買主	買主
5. DAT	仕向地での荷卸後	売主	売主	売主	買主	売主
6. DAP	仕向地での荷卸前	売主	売主	売主	買主	買主
7. DDP	同上	売主	売主	売主	売主	買主
8. FAS	船側に置かれた時 または船側で売買された時	買主	買主	売主	買主	買主
9. FOB	本船に積み込まれた時 または本船上で売買された時	買主	買主	売主	買主	買主
10.CFR	同上	売主	買主	売主	買主	買主
11.CIF	同上	売主	売主	売主	買主	買主

(*1)インコタームズ2010では国内取引にも適用可能であることが明記されました。当然ながら通関手続きは国際間取引にのみ適用される項目です。

<インコタームズ2010における危険の移転時期の図示>

* 下記は一例であり、実際の危険の移転時期は、個別の売買契約により異なります。



2. 留意事項

1) 2011年1月1日以降もインコタームズ2000の使用は可能であり、売主/買主の貿易取引条件において、いつ改定されたインコタームズが適用されるか明確に取り決められることが望ましいと思われま

す。
* FOB・CFR・CIFの3規則においてインコタームズ2000と2010では売主から買主への物品引渡し時期が異なります。

2) 「海上および内陸水路輸送のための規則」である FAS・FOB・CFR・CIF 規則を、航空貨物で使用することは相応しく無く、それぞれ FCA・CPT・CIP 規則の採用が望ましいと思われま

す。
3) 助言メモ(Guidance Note)において、ターミナルで引渡されるコンテナ貨物での FOB・CFR・CIF 規則の適用が相応しくないことが指摘されており、それぞれ FCA・CPT・CIP 規則の採用が望ましいと思われま

以上